運用改善を目的とした福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について

令和３年３月専門委員会資料

１　趣旨

平成24年に横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」）が改正され、一定期間が経過し、運用面での課題が明らかとなりました。つきましては、運用の改善を目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「施行規則」）の一部改正を行います。

２　改正概要

別紙「新旧対照表」参照

３　スケジュール

公布予定日：令和４年12月（予定）

施行予定日：令和５年４月（予定）

４　意見公募要領

■意見公募期間

令和４年７月22日(金)から令和４年８月31日(水)まで（必着。郵送の場合は当日消印有効。）

■ご意見の提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

1. 郵送または持参（持参の場合は、平日の8：45～17：15にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町６丁目50番地10 　横浜市庁舎25階

　横浜市建築局建築指導部建築企画課

1. ファクシミリ　ＦＡＸ番号：045-550-3568

③ 電子メール　　Ｅメール：[kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp](mailto:kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp)

■問い合わせ先

横浜市建築局建築指導部建築企画課　電話：045-671-2933

■その他

①お寄せいただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。

②「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。

③お寄せいただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。

④ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、ＦＡＸ番号等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。